

## 試験問題（解答時間50分）（100点）

### Ⅲ. 所得税法

#### 問1

以下の文章は確定申告・予定納税・延納について述べたものである。□ A □ から □ K □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計22点）

- (1) 居住者は、1月1日から12月31日までの期間内に生じた所得について所得税額を計算し、原則としてその年の翌年 □ A □ から □ B □ までの期間に確定申告をし、その申告書に記載された所得税額及び復興特別所得税額を納付する。
- (2) 事業所得を生ずべき事業等を営む居住者は、予定納税基準額が □ C □ 以上である場合には、その年の □ D □ から □ E □ まで（第1期）及びその年の □ F □ から □ G □ まで（第2期）において、それぞれの予定納税基準額の □ H □ に相当する金額の所得税額及び復興特別所得税額を国に納付しなければならない。
- (3) 第1期の予定納税額を納付すべき者は、□ I □ の現況による申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、□ J □ までに予定納税額の減額承認申請ができる。
- (4) 確定申告書を提出した居住者が納付すべき税額の2分の1に相当する金額以上の税額を納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の □ K □ までの期間、その納付を延期することができる。

ア. 1月1日	イ. 2月15日	ウ. 2月16日	エ. 3月15日	オ. 3月16日
カ. 3月31日	キ. 4月30日	ク. 5月31日	ケ. 6月30日	コ. 7月1日
サ. 7月15日	シ. 7月31日	ス. 10月31日	セ. 11月1日	ソ. 11月15日
タ. 11月30日	チ. 12月1日	ツ. 12月15日	テ. 12月31日	ト. 10万円
ナ. 15万円	ニ. 20万円	ヌ. 2分の1	ネ. 3分の1	ノ. 4分の1

## 問2

次の資料により、次のそれぞれの設問につき、退職所得の金額を求め数値を入力しなさい。ただし、、、、 は解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、数値入力の解答は整数とする。(小数点以下切り捨て) (計14点)

(設問1)

居住者甲は令和4年8月31日に従業員として勤務していた某社を退職し、退職金13,000,000円及び功労金500,000円を受け取った。

功労金は甲が在職中に多大な業績を上げたため、退職金に付加されたものである。なお、甲は某社に平成8年5月1日に入社してから引き続き勤務している。(単位:円)

適用	金額	計算過程
退職所得	<input type="text" value="G"/>	(1) 収入金 $13,000,000 + \overset{\text{功労金}}{\text{}} = \text{$ (2) 退職所得控除額 平成8年5月1日～令和4年8月31日… <input type="text"/> $\therefore \text{$ $\text{} + \text{} \times (\text{} - \text{}) = \text{$ (3) $\{(1)-(2)\} \text{} = \text{$

(設問2)

居住者乙は令和4年3月31日に役員として勤務していた某社を退職し、退職金3,200,000円を受け取った。

なお、乙は某社に令和1年5月1日に入社してから引き続き勤務している。

(単位:円)

適用	金額	計算過程
退職所得	<input type="text" value="L"/>	(1) 判定 令和1年5月1日～令和4年3月31日… <input type="text"/> $\therefore \text{} \text{年} \text{} \text{5年} \therefore \text{特定役員退職手当等に} \text{$ (2) 収入金 3,200,000 (3) 退職所得控除 $400,000 \times \text{} \text{年} = \text{$ (4) $\{(2)-(3)\} \text{} = \text{$

### 問3

次の資料に基づき、居住者甲の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される貸倒引当金繰入限度額を求め、 から  に当てはまる数値を入力しなさい。解答が0となる場合は0と入力し、端数が生じる場合は小数点以下切り捨てとする。甲は青色申告者である。（計10点）

【本年末日における年末貸金に関する資料】

売掛金	3,000,000円
受取手形	1,300,000円
貸付金	600,000円（注）
前渡金	100,000円
仮払旅費	20,000円

（注）貸付金は事業上の貸付金400,000円と友人に対する貸付金200,000円の合計額である。

（単位：円）

$\begin{array}{ccccccc} \text{売掛金} & \text{受取手形} & \text{貸付金} & \text{前渡金と仮払旅費} & & & \\ (3,000,000 + 1,300,000 + & \text{A} & + & \text{B} & ) \times \frac{\text{D}}{\text{C}} = & \text{E} \end{array}$
--

### 問4

以下の文章は、年末調整について述べたものである。 から  に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計8点）

給与所得者については、月々源泉徴収により所得税及び復興特別所得税を納め、年末調整により所得税及び復興特別所得税を精算しますので、原則として  をする必要はありません。

しかし、次のような人は  をしなければなりません。

- (1) その年中の給与の収入金額が  円を超える人
- (2) 年末調整を行うときまでに、「給与所得者の  」を提出していない人
- (3) 1か所から給与の支払いを受けている人で給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が  円を超える人

ア. 修正申告	イ. 確定申告	ウ. 1,000万	エ. 1,500万
オ. 2,000万	カ. 3,000万	キ. 扶養控除等申告書	ク. 保険料控除申告書
ケ. 10万	コ. 20万	サ. 30万	シ. 猶予
ス. 軽減	セ. 免除	ソ. 還付	タ. 延納

問5

居住者甲（48歳）の令和4年（以下「本年」という）分の所得税に係る資料は、次のとおりである。ついては、甲の本年分の課税標準額を甲にとって最も有利になるように求め数値を入力しなさい。

ただし、、、は解答欄の選択肢の中から選び、数値入力の場合は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計46点）

〈資料I〉 物品販売業に関する事項

甲は、前年以前から物品販売業を営んでおり、本年分の申告より青色申告の承認を受けようと本年8月1日に青色申告承認申請書を税務署長に提出している。

物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。

なお、甲は開業以来、減価償却資産の償却方法は旧定額法を選定しており、年末棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法に基づく原価法を選定している。

損 益 計 算 書

自令和4年1月1日至令和4年12月31日		(単位：円)	
年初商品棚卸高	4,000,000	本年商品売上高	35,100,000
本年商品仕入高	19,000,000	年末商品棚卸高	2,400,000
給 与	8,000,000		
減 価 償 却 費	1,340,000		
諸 経 費	4,030,000		
本 年 利 益	1,130,000		
合 計	37,500,000	合 計	37,500,000

(付記事項)

- 本年商品売上高には、代金がまだ未収のものが3,000,000円含まれている。  
また、甲は本年中に販売価額100,000円、仕入価額80,000円の商品を家事のために消費したが、甲は何ら処理していない。
- 年末商品棚卸高は、最終仕入原価法に基づく原価法により評価した金額である。  
年末商品には、損傷が著しく通常の方法では販売できないものが原価で300,000円含まれている。なお、これらの資産の本年末日における価額は30,000円である。
- 給与のうちには、甲の事業専従者である長男に支払われた金額が3,000,000円含まれている。
- 甲は、取引先E社に対し、以前より2,000,000円貸付けていたが、E社は債務超過の状態が相当期間継続しており、弁済を受けることが困難であったため、甲は本年9月に貸付金2,000,000円のうち1,400,000円を免除する旨を書面により通知している。
- 諸経費には、次に掲げるものが含まれている。
  - 交通反則金 30,000円
  - 所得税の予定納税額 2,800,000円

<次ページに続く>

<問5の続き>

(単位：円)

適用	金額	計算過程
事業所得	W	<p>(1) 総収入金額</p> <p>① 売上高 35,100,000</p> <p>② 自家消費</p> $\boxed{A} \times \boxed{B} = \boxed{C} < \boxed{D}$ $\therefore \boxed{E}$ $\textcircled{1} + \textcircled{2} = \boxed{F}$ <p>(2) 必要経費</p> <p>① 売上原価</p> <p>年初商品棚卸高 本年商品仕入高 ※年末商品棚卸高</p> $\boxed{G} + \boxed{H} - \boxed{K} = \boxed{L}$ <p>(※) <math>2,400,000 - \boxed{I} + \boxed{J} = \boxed{K}</math></p> <p>② 給料</p> $8,000,000 \boxed{M} \boxed{N} = \boxed{O}$ <p>③ 減価償却費</p> $\boxed{P}$ <p>④ 貸倒損失</p> $\boxed{Q}$ <p>⑤ 諸経費</p> $4,030,000 - \boxed{\phantom{000000}} - \boxed{\phantom{000000}} = \boxed{R}$ <p>⑥ 事業専従者控除</p> <p>(イ) <math>\boxed{S}</math></p> <p>(ロ) <math>\frac{(1)-(2)の①\sim⑤}{1+1} = \boxed{T}</math></p> <p>(ハ) (イ) <math>\boxed{U}</math> (ロ) <math>\therefore \boxed{V}</math></p> <p>(3) 総所得金額</p> $(1) - (2) = \boxed{W}$